

呉市建設工事入札参加資格再認定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号。以下「規程」という。）により資格認定を受け、呉市建設工事入札（見積）参加有資格名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）で、次に掲げる者に係る再度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査（以下「再認定」という。）の申請手続きなどについて必要な事項を定める。

(再認定申請ができる者)

第2条 会社更正手続等により企業再建の途上にある者で次に掲げる者（以下「再建途上者」と総称する。）

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）
- (3) 債権者全員の同意を受けて法令によらない会社再建を進めている者で、債務の弁済状況及び再建開始後の工事の施工状況等からその再建が軌道に乗っていると認められる者（以下「一般再建者」という。）

2 会社法の規定に基づく合併・営業譲渡等により新たに設立された会社等で次に掲げる者（以下「合併者等」と総称する。）。

なお、建設業に係る営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った建設業者の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社については、(2)、(3)又は(4)の合併者等に準じて取り扱うものとする。

- (1) 入札参加資格者の合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）
- (2) 新たに会社が設立され、当該会社が入札参加資格者の建設業に係る営業の全部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「承継譲渡会社」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
- (3) 入札参加資格者が他の建設業者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の建設業に係る

当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた入札参加資格者（以下「譲受業者」という。）

- (4) 入札参加資格を有さない建設業者が他の入札参加資格者から建設業に係る営業の全部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「営業譲渡者」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「営業譲受者」という。）

- 3 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者で次に掲げる者（以下「グループ経審受審者等」という。）

- (1) 平成13年国土交通省告示第848号で改正された平成6年建設省告示第1461号附則第四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「グループ経審受審者」という。）

- (2) 平成14年国土交通省告示第262号で改正された平成6年建設省告示第1461号附則第六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「持株会社化経審受審者」という。）

（再認定の対象となる入札参加資格の範囲等）

第3条 再建途上者で再認定を受けようとする者は、この要領に特別の定めがある場合を除き、入札参加資格を有する全ての業種について再認定の申請をしなければならない。

- 2 合併により再認定を受けようとする者は、合併により消滅する入札参加資格者及び合併存続会社が合併時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

- 3 承継譲受会社で再認定を受けようとする者は、承継譲渡会社が営業譲渡時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

- 4 譲受業者で再認定を受けようとする者は、譲受業者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

ただし、譲受業者は、譲渡業者が建設業に係る営業をすべて譲渡した場合に限り、譲渡業者が有する資格についても再認定を申請できる。

- 5 営業譲受者で再認定を受けようとする者は、営業譲渡者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

- 6 グループ経審受審者で再認定を受けようとする者は、認定された企業集団の構成企業が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

- 7 持株会社化経審受審者で再認定を受けようとする者は、持株会社化経審受審者が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

ない。

- 8 合併者等及びグループ経審受審者等は、同時に再認定の申請をしなければならない。
(再認定の申請に必要な書類)

第4条 市長は、再認定を申請をする者（以下「再申請者」という。）に対して、次に掲げる書類を提出させるものとする。

なお、書類については、持参させるものとし、郵送等によるものは受け付けない。

2 提出書類

- (1) 再度の入札参加資格審査申請書
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市長が公告した建設工事にかかる一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書及びその添付書類（次に掲げるものを除く。）
- (3) 経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- (4) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類の写し
- (5) 工事経歴書の写し
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の写し
- (7) 登記簿謄本及び定款の写し
- (8) その他市長が審査に必要な書類として指示する書類

3 前号の提出書類については、次に掲げるところにより作成しなければならない。

- (1) 書類作成の基準とする時点（以下「基準日」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 合併者等の場合は合併又は営業譲渡時
 - イ グループ経審受審者については、原則として、グループ経審を申請する日の直前の親会社の営業年度終了の日
 - ウ 持株会社化経審受審者については、原則として企業結合の日
 - エ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者については、手続開始決定時
 - オ 一般再建者にあつては債権者全員の会社再建についての同意があったとき
- (2) 再度の入札参加資格審査申請書のうち、入札参加資格の審査を希望する業種については、第3条の各項で定める業種の範囲内に限り希望することができる。
- (3) 経営事項審査の結果通知書の写しについては、基準日以降の日を審査基準日とするものとする。
- (4) 工事経歴書については、(3)の経営事項審査申請の際に添付書類としたものの写しを添付する。
- (5) 貸借対照表については、(3)の経営事項審査の審査基準日の時点を基に作成する。
- (6) 損益計算書については、(3)の経営事項審査の審査基準日までの1年間におけるもの

を作成する。

(7) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。

ア 合併者等の場合は、合併契約書又は営業譲渡契約書の写し

イ グループ経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

ウ 持株会社化経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値認定書の写し

エ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者の場合は、手続開始決定書の写し

オ 一般再建者の場合は、債権者全員が会社再建に同意していることを証する書類の写し

カ 一般再建者の場合は、併せて次の書類を提出しなければならない。

(ア) 再建開始の原因となった債務（以下「旧債務」という。）の確定した弁済計画書の写し

(イ) (ア)の弁済計画に基づき行われた、旧債務弁済の履行状況を証する書類の写し

(ウ) 審査を希望する業種ごとに、基準日以降に請負った工事を完了させた実績があることを証する書類（建築一式工事の場合は1件1500万円以上、その他の工事の場合は1件500万円以上の請負金額であるものに限る。）

（ヒヤリング）

第5条 再申請者が再建途上者の場合、市長は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を、第4条第2項に掲げる書類とともに提出させるものとする。

(1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

(2) 技術者の確保等工事の施工体制

(3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況

(4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況

(5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針

(6) 再建に係る計画案作成の方針（計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）

(7) その他市長が、必要と認める事項

（再申請に係る入札参加資格審査）

第6条 市長は、規程に基づいて、総合数値を算定し、呉市入札参加業者資格審査会（以下「審査会」という。）において資格審査を行い、認定又は認定しないものとする。

また、市長が必要と認めるときは、前段の規定より算定した総合数値について、20パーセント以内の点数を減じて算定することができる。

- 2 承継譲渡会社、建設業に係る営業を全て譲渡した譲渡業者の資格については、取消すものとする。
- 3 グループ経審受審者で業種毎の代表企業以外の入札参加資格者の資格については、取消すものとする。

(再認定の効果及び認定結果の通知等)

第7条 市長は、第6条の規定により入札参加資格の認定を行ったときは、再認定前に入札参加資格を取消すとともに、再認定後の入札参加資格の内容を再申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条の規定により入札参加資格の認定をしないときは、再申請者にその理由を付して通知する。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 第6条の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が有効となったときから、規定に基づく次の定期の入札参加資格の認定のときまでとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 和議法（大正11年法律第72号）に基づき認可を受けた和議が確定したものの再認定については、従前の例による。
- 3 平成16年法律第75号による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づき認可を受けた和議が確定した者の再認定については、従前の例による。
- 4 市長が特に必要と認めた場合には、測量及び建設コンサルタント等業務にかかる入札参加資格について、この要領の規定を準用することができるものとする。

付 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

再度の入札参加資格審査申請書

年 月 日

呉市長様

住 所

商号及び名称

代表者氏名

印

(担当者氏名)

(電話番号)

次の理由により、再度入札参加資格審査の申請を希望します。

申請理由（該当に○を付ける）

1 会社が合併等を行ったため。

(1) 会社法に基づく合併を行ったため。

合併した会社の入札参加資格の内容：

合併後存続する会社の入札参加資格の内容：

(2) 会社法に基づく営業譲渡を受けたため。

営業譲渡した会社の入札参加資格の内容：

営業譲渡を受けた会社の入札参加資格の内容：

2 グループ経審を受審したため。

3 会社の再建の見込みが確実であるため。

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたため。

(2) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたため。